

特集 議会改革

議会は変わります。

市民協働のまちづくりを実現するため
効率的な議会運営により市民に開かれた
議会を推進し、市民への情報発信と説明
責任を果たします。

議会基本条例の制定

この条例は、議会及び議員の活動並びに議会運営に係る基本事項を定めるもの。

議会は市民を代表する議決機関であることを常に自覚するとともに、市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させ、市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う。

議会を通年とし、新たな議決事項等を定め、市長等執行機関とともに責任を担いながら計画的かつ透明性の高い市政運営に努める。

◆通年議会スタート

昨年まで年4回の定例会と臨時会を、市長がその都度招集していたが、本年1月より議会を通年(1年)と定めたことで、一度開会した後の本会議は、必要に応じて議長が招集する。

これにより突発的な追加議案の審議や、市民からの請願陳情など委員会付託が随時対応できる事となる。

これまで定例会で行っていた市長の行政報告や議員の一般質問等は、3月・6月・9月・12月会議で行う。

◆市長等の反問権

本会議や委員会で、議員が質問する事項に対し答弁に終始していた執行者に、反問権を認める。

議員の政策立案または質問等に対して、その真意や根拠等、議長・委員長の許可により逆質問することを可能とした。

◆文書による質問

議員は、議長を経由して市長等に対し文書での質問ができる。市長等は文書による回答を行い、この回答文書は原則公開とする。

写真：芦辺町 清石浜の日の出

◆新たな議決事項

次に掲げる事項を議決事件とする。

①総合計画

市政運営の基本的な考え方や主要施策などを将来にふさわしい市政の進む方向として10年間にわたる総合的な計画を示すもの。

平成23年の地方自治法の改正により議決事件から除外されたが、議会基本条例により今後も議決事項とする。

②地域防災計画

市の防災会議が作成する計画であり、市、関係機関、住民等が相互に土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に定めるもの。

③住宅再生マスタープラン

本市における住宅や住環境を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応した住まい・住環境づくりに関する総合的な基本指針の10年間の長期基本計画。

④高齢者福祉計画及び介護事業計画

高齢者に係る保健・福祉サービスの計画的な整備と介護保険事業の円滑な運営を図るため3カ年を期間として計画とするもので、高齢者一人ひとりが安心していきいきと暮らすことができるよう地域特性等を配慮しながら、地域の実情に応じたサービス提供を行う体制づくりを行う。

⑤次世代育成支援行動計画

急激な少子化と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定するもの。次世代を担う子どもと子育て家族を総合的に支援し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つ社会づくりと、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるための行動計画。

◆議会広報の充実

議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動を行い、市民に周知するよう努める。

◆議会報告会

議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって議員と市民が自由に情報・意見交換をする場として議会報告会を開催する。

議会報告会は年1回以上開催し、うち1回は3月会議後おおむね2カ月以内に開催する。

市内各町1会場で2時間程度行い、各会場の報告書を市議会ホームページと議会だよりで公表する。

◆政策説明と政策評価

政策の背景など形成過程より説明を求め、立案・執行における論点を明確にし政策評価に努める。

議員定数の削減

財政状況の厳しさと人口の減少を鑑み、議員定数を16とし、現在の議員数から4人を削減する。この定数は、次回一般選挙から適用する。